



2025年2月27日

各 位

会社名 文化シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 小倉 博之
(コード番号 5930 東証プライム)
問合せ先 C S R 統括部長 森 淳
(TEL 03-5844-7330)

(開示事項の経過)

上告の提起及び上告受理申立ての最高裁判所における決定に関するお知らせ

2023年4月20日付「上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」にて公表いたしました訴訟の上告の提起及び上告受理申立てにつきまして、最高裁判所より下記の決定がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 年月日 2025年2月26日
- (3) 当事者 上告人兼申立人 当社
被上告人兼相手方 公正取引委員会

2. 決定に至る経緯

当社が公正取引委員会を相手方とし、審決の取消を請求しておりました訴訟につきまして、2023年4月7日付「審決取消訴訟の判決（第二審）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、東京高等裁判所において判決の言渡しがあり、当社の主張は認められませんでした。

その後、2023年4月20日付「上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社が当該判決を不服として、最高裁判所へ上告の提起及び上告受理の申立てを行ったものです。

3. 決定の内容

上記の上告提起及び上告受理申立てに対して、以下のとおり最高裁判所の決定がなされました。

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 本決定による影響

当社は、課徴金については、課徴金の納付期限である2010年9月10日までにすべて納付済みであり、2011年3月期決算にて特別損失として計上しておりますので、この決定による業績へ与える影響等につきましてははないものと考えております。なお、今後、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上